

令和 7 年第 4 回豊島区議会定例会提出案件の主な条例案について

主な条例案

1. 豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

区長の附属機関として新たに「豊島区企業等による事業提案制度審査委員会」を位置付ける。合わせて、附則において豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正し、当該委員の報酬を定める。

【企画課長】

2. 豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部を改正する条例

住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化を防止するため、所要の改正を行う。

条例改正のポイント

●区域と期間の制限

	改正内容
期間の制限 (区内全域) ※既存施設にも適用	年間120日間に限定(春・夏・冬休み) ※春休み:3/15～4/10、夏休み:7/1～8/31、冬休み:12/15～1/14
新設区域の制限	区内約70%のエリアですべての期間 制限 (住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区)

※区域と期間の制限は令和 8 年 12 月 16 日から適用開始。

●事業者の指導・勧告

- ・ 指導、勧告、公表の規定を追加
- ・ 罰則規定の新設(区域と期間の制限に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科す)

●手続きルールの強化

- ・ 周辺住民への事前説明会の実施
- ・ 海外在住事業者に対する、日本国内に在住する代理人の選定
- ・ 町会加入の協議を実施
- ・ トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場を設置

【生活衛生課長】